

## 伐採と伐採後の造林の届出書について

地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8の規定により、伐採開始日の90日～30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。

ただし、開発面積が1ヘクタールを超える場合や保安林・保安施設地区に指定されている場合は、宮崎県の許可申請が必要となります。

### ○対象森林

保安林などを除く民有林

### ○届出対象者

- 1 森林所有者が自分で伐採する場合は森林所有者
- 2 伐採業者などが森林所有者から山林の立木を買い受けて伐採する場合は、買い受けた人  
※この場合、森林所有者とあらかじめ造林の計画を決めておく必要があります。
- 3 森林所有者が伐採業者等を雇用して伐採又は請負により伐採する場合は、森林所有者と伐採業者が連名で提出

### ○届出期間

伐採を始める90日から30日前まで

### ○添付書類

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書
- ・チェックリスト
- ・伐採地が分かる書類（位置図・森林計画図等）
- ・森林所有者の伐採等の医師が確認できる書類（誓約書）
- ・その他

※詳しくは、「椎葉村伐採及び伐採後の造林の届出及び森林の状況報告に関する事務取扱要領」をご覧ください。

### ○注意事項

- 1 1伐区あたり20ヘクタール以内の伐採面積にしてください。
- 2 主伐の標準伐期齢は、椎葉村森林整備計画により、スギ35年、ヒノキ40年、クヌギ・ナラ10年と定められています。  
※公益的機能別施業森林に区分されている森林の伐期齢については、標準伐期齢より延長されます。

お問い合わせ：椎葉村農林振興課  
電話：0982-67-3206